

## ⊘ 違反是正

### 桑名市の概要

桑名市は三重県の北側玄関口にあたり、愛知県と岐阜県に接し、揖斐・長良・木曾の三大河川が伊勢湾に注ぐ堆積デルタ地域に位置付けられ、その地理的条件により古くから東海道五十三次「七里の渡し」の宿場町として栄えていた。

農産物は稲作を中心に花卉園芸やトマト、なばな、丘陵地ではみかんなどの生産が盛んで、他の産物に山あい<sup>かき</sup>を流れる清らかな谷川で育った川魚の料理もあり、山、川、海の自然の恵み豊かな土地である。

名産は、ことわざで「其の手は桑名の焼き蛤」で有名な蛤、観光地では国の重要文化財でしばしばドラマのロケ地で使用される六華苑、白馬伝説の多度大社、西日本最大級規模のレジャー施設などがあり、三重県下屈指の観光都市である。

### 桑名市消防本部の概要

管轄は桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町を1本部、1署、7分署、職員246名で組織されている。管内人口は221,779人、総面積は394.57㎦である。また、県下初の通信指令台

# 短期移転型物販店を早急に 違反是正させた事例

桑名市消防本部予防課予防係 佐藤彰倫





桑名名産の蛤

の共同運用を平成19年より、近隣自治体の四日市市と運用している。

## 予防課の概要

予防業務体制は、消防本部予防課に予防係、危険物係の総員10名で、内予防係が5名で構成され、平均年齢43歳のエイジング現象真っ只中の部署である。

予防係で、確認審査事務、大規模防火対象物の立入検査、防火対象物の消防検査、定期的な消防訓練の指導を行い、市民の安全安心を支えている。

## 防火対象物の違反是正

### (1)違反を繰り返してきた業務内容

今回、違反是正した防火対象物で営まれていた業務は、休止中となっている防火対象物にテナントとして入り込み、販売目的を果たした後わずか数カ月で計画的な退店を繰り返し、移動していく、いわゆる「短期移転型物販店舗」である。日用品や健康グッズをただ同然で配り会場を盛り上げ、冷静な判断ができない高揚とした状態で数十万円もする健康食品や布団等の商品を売りつけ、ある程度商品を売りつけた後に忽然と撤退し、クーリング・オフもままならない事業スタイルを取っていた。

### (2)違反発見の端緒と初動対応

近隣を公務走行中に、休止中となっているはずの防火対象物から手荷物を持った老人を複数認め



消費生活センター啓発イラストから（催眠商法、宣伝講習販売と言われる。）

たことから、その場に立ち寄り、そのまま緊急の立入検査を実施した。

### (3)防火対象物の概要

当該防火対象物は、平成7年6月から営業開始した令別表(2)項口のパチンコ店で、平成16年頃から営業を止めて空建物となっていた。構造は、鉄骨造1階建て準耐火建築物、延べ面積764㎡で、消防用設備は消火器、自動火災報知設備、誘導灯である。

今回の立入検査では、(4)項の小規模物販店舗として営業し、内部の売り場面積約200㎡(収容人員は60人)をパーティション等で完全区画した状態で使用していた。このため、従前は、普通階として判定していたが、パーティション等により無窓階と判定された。

### (4)立入検査時の消防法違反の概要

緊急の立入検査時の主な指摘事項は、次のとおりとなった。

- 防火管理者未選任(法第8条)
  - 消防計画未作成(法第8条)
  - 防災物品でないカーテン等の使用(法第8条の3)
  - 屋内消火栓設備未設置(法第17条)
  - 自動火災報知設備の故障(法第17条)
  - 誘導灯一部未設置(法第17条)
  - 防火対象物使用開始届未届(桑名市火災予防条例第43条)
- 法第17条関係の重大違反となった屋内消火栓

## ⊘ 違反是正



建物全景

設備の未設置違反は、避難上又は消火活動に有効な開口部とする内部をパーティションで完全区画したことにより、無窓階に判定され、床面積が150㎡以上であることから未設置違反とした。

また、自動火災報知設備は破損されており、受信機の電源も入らない故障した状態であった。誘導灯も内部等をパーティションで完全区画していたことから、誘導灯の一部未設置違反であった。

それ以外の違反として、内部等を完全区画したパーティション及び間仕切りで使用していたカーテン、そして床面に敷かれたじゅうたんがすべて非防災物品であった。

ソフト面としては、防火管理者未選任及び消防計画未作成であるとともに、既に営業されている防火対象物使用開始届の未届であった。

以上の違反事項を、立入検査結果通知書に記入して交付した。

### (5)関係者との協議

営業を営んでいた事業所の本社建築担当者、電気工事士の2名が来署し、当消防本部と三重県建

築開発室の職員を交えて今後の対応を協議した。

関係者が、翌日の15時からの営業を強く望んでいたため、営業を継続するための最低条件を提示した。複数の違反事項のうち、人命危険の高い違反部分から優先順位を付け、それらの改修を前提として話を進め、そのうち無窓階の改善と故障した自動火災報知設備の修繕を最優先事項とし、改修計画書で確約させることとした。また、それ以外の違反事項については警告書を交付した。

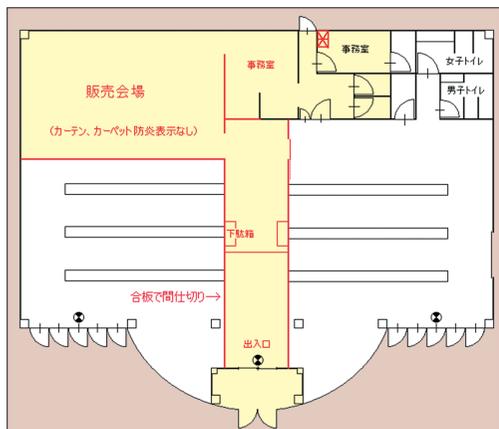
結果的に、改修計画書記載事項の遵守と警告書による指導事項の2つの改善を同時にさせることにした。

### (6)改修計画書の遵守事項

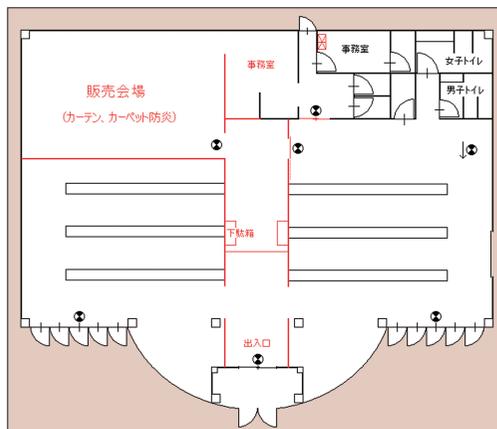
改修計画書に記載させ推進させた改修事項は、次の2点である。

1点目は、屋内消火栓設備未設置違反の是正として、無窓階から普通階への原状復帰を目的として、パーティションを部分的に撤去させた。これは即日、改修予定との回答を得た。

2点目は、自動火災報知設備の故障は、配線か



建物の平面図(黄色が使用部分)



改修後(平面図)

ら感知器、音響設備、受信機のすべてを取り替えさせることとした。すぐに工事に着手させ、翌日に消防検査を受けさせることとした。

#### (7)警告書の内容

警告書に記載した違反と指導内容は次の5点である。

①内部を区画したことによる誘導灯一部未設置は、パーティションを部分的に撤去した状況を踏まえて、誘導灯を増設し、翌日、消防検査を受けさせる。②防火管理、③消防計画、④防災物品、⑤使用開始届出は、書類上の報告を翌日までに、改修方法を書類提出させる。

#### (8)消防検査

翌日の消防設備の検査では、改修計画書に記載された指導案件と警告書の指導事項の多くは改修された。また、警告書による指導の1つが残ったが、履行期限内に改修することとなった。

### その後の動向

消防検査の5日後に事業所は店舗を撤退し、ソフト面での指導案件のいくつかを残したままとはなったが、防火対象物としての違反指導事項は完結となった。

### まとめ

当消防本部には勧告書の規定はなく、通知書や改修計画書を経ずに、当初から警告書による指導

を実施したことが、相手に早急な改善を促せたと思う。ただし、関係者からするといきなり警告書といった権力を振りかざし、公権力による圧力をかけられたと感じたかも知れない。今後も違反事案の火災予防上、危険性の程度、関係者の違反是正に対する意思等を考慮して、警告書を使用していく必要があると思う。

今回の事案では、その危険性から早期に是正する必要がある違反については、速やかな改善を迫る一方、それ以外の違反事項についても、警告書とすることで履行期限を短縮化することができた。

計画的な退店を繰り返す相手から、1つでも着実な改善を得るために、複数の違反事項のうち、関係者が早期に改善すると約束したものと、時間を要するとしたものとして、是正方法と履行期限も2つに分類したことが功を奏した。

最終的には店舗が撤退しての違反是正完結となったため、若干の後味の悪さが残るが、本事案を契機に同種系列店では、営業を開始する前に消防に対する届出書は、すべて提出されるようになり、非常に実りのある指導であったと思う。

現在、国の方で管理開始届が検討され、防火対象物の使用開始を消防が覚知することは、とても重要なことだと思う。未届出の対象物については、どう覚知するか現場の消防隊と連携を強化し、なお一層の体制強化が必要であると考えられる。